別紙様式第七号の二第一の三⑵の表記載上の注意一中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意一②中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意一中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第七号の二第一の三⑶を削り、同様式第一の三⑷の表記載上の注意二中「第124条第６号ロ」を「第124条第５号ロ」に改め「又はハ」の下に「（相互会社について準用する。）」を加え「同条第７号」を「同条第６号（相互会社について準用する。）」に改め、同記載上の注意五中「保険会社の親会社又は当該親会社（当該保険会社に親会社がない場合にあっては、当該保険会社）の子法人等」を「次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるもの」に改め、同記載上の注意五に次のように加える。

①　保険会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該保険会社を除く。）

②　保険会社に親会社等がない場合　保険会社の子会社又は子法人等

別紙様式第七号の二第一の三中⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同様式第一の五⑴の表を次のように改める。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

別紙様式第七号の二第一の六⑴の表記載上の注意三中「以下の」を「次に掲げる」に改め、③を④とし、②を③とし、①を②とし、②の前に次のように加える。

①　報酬等について監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が会社法第399条第１項（相互会社にあっては、法第53条の23において準用する会社法第399条第１項）の同意をした理由

別紙様式第七号の二第一の八記載上の注意中「以下の」を「次に掲げる」に改め「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加え、同記載上の注意中二を三とし、一の次に次のように加える。

２　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハ（相互会社にあっては、法第53条の23の３第１項第１号ロ及びハ）に規定する体制

別紙様式第七号の二第一中10を12とし、９を11とし、８の次に次のように加える。

９　特定完全子会社に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である保険会社にあっては、保険会社（当該事業年度の末日において、その完全親会社等（会社法第847条の３第２項に規定する完全親会社等をいう。）があるものを除く。）に特定完全子会社（当該事業年度の末日において、当該保険会社及びその完全子会社等（同法第847条の３第３項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下９において同じ。）における当該保険会社のある完全子会社等（株式会社に限る。）の株式の帳簿価額が当該保険会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の５分の１（同法第847条の３第４項の規定により５分の１を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。）がある場合には、会社法施行規則第118条第４号の規定に従い記載すること。

10　親会社等との間の取引に関する事項

（記載上の注意）

株式会社である保険会社にあっては、保険会社とその親会社等との間の取引（当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第１項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第４号から第６号まで及び第８号に掲げる事項を省略するものを除く。）がある場合には、会社法施行規則第118条第５号の規定に従い記載すること。

別紙様式第七号の二第二の一⑻（生命保険会社）の表記載上の注意２及び（損害保険会社）の表記載上の注意５中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

別紙様式第七号の二第四（生命保険株式会社）及び（損害保険株式会社）の表記載上の注意一⑳中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第七号の三連結業務報告書の記載上の注意一中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第二の二⑴及び⑵の表記載上の注意２⑮中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十四号中間業務報告書の記載上の注意一中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第二の二記載上の注意２⑫中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十五号業務報告書の記載上の注意一中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式第二の二記載上の注意２⑮中「法第165条第６項」を「第165条第７項」に改める。

別紙様式第十五号の二事業報告書の記載上の注意一中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意２に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の３第２項第２号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第２条第１項第４号の２に規定する親会社等をいう。

別紙様式第十五号の二事業報告書の記載上の注意４中「第２条第２項第55号」を「第２条第２項第67号」に改め、同様式二⑴の表記載上の注意一中「及び７」を「、７及び９」に改め、同記載上の注意２②中「第345条第１項」を「第342条の２第１項若しくは第４項又は第345条第１項」に改め、同記載上の注意２③中「第345条第２項」を「第342条の２第２項又は第345条第２項」に改め、同記載上の注意６中「監査役」の下に「、監査等委員」を加え、同記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　保険持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　保険持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

８　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であって、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。